

「高浜地域の緊急時対応」の改定について（案）

1. 改定の目的

「高浜地域の緊急時対応」は、平成27年12月に開催された福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同月に原子力防災会議にて確認結果の報告及び了承がなされたところ。

その後、「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成28年8月に高浜地域における原子力防災訓練を実施し、本年2月に、「原子力防災訓練実施成果報告書」を取りまとめた。

一般の「高浜地域の緊急時対応」の改定は、同報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

2. 改定のポイント

〈課題①〉 複合災害等により家屋にて屋内退避ができない住民等の対応策の具体化

対応方針

地震による家屋の倒壊等により、屋内退避が困難な場合の基本フローの具体化

- 余震の発生により、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から近隣の避難所等への避難を優先する
- 国及び関係府県等は、住民等の避難を円滑に実施するため、避難経路や原子力発電所の状況等について確認・調整を行う

〈課題②〉 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化

対応方針

観光客等一時滞在者への情報伝達体制及びその避難行動の具体化

- 観光客や登山客等の一時滞在者への情報伝達の手段や体制を具体化したほか、PAZ及びUPZ内の一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを実施

〈課題③〉 複合災害等により半島等が孤立した場合の対応策の充実

対応方針

放射線防護対策施設以外の屋内退避施設の新規設定

- 複合災害等により住民等が孤立した際、避難体制が整うまで退避する、放射線防護施設以外の屋内退避施設を新たに半島部や中山間地に設定

〈課題④〉 UPZ内における福祉車両確保策の具体化

対応方針

UPZ内における一時移転等の際の福祉車両確保策を明記

- UPZ内における必要となる福祉車両（車椅子・ストレッチャー）の台数及び府県内の福祉車両保有台数を把握し、十分な必要台数を確保
- さらに府県タクシー協会の協力の下、十分な必要台数を確保

〈課題⑤〉 暴風雪や大雪時などにおける防護措置の具体化

対応方針

特別警報等発令時には無理に避難せず屋内退避を優先

- 気象庁から特別警報等が発令されている場合には、安全確保を優先し、屋内退避を実施
- 天候が回復するなど、安全が確保できた場合には避難を実施

〈その他主な改定〉

- 住民が屋内退避するための放射線防護施設の充実化
・既存の放射線防護施設に加え、工事中を含め新たに6施設を整備
- 渋滞対策・避難状況把握のための対策強化
・ヘリによる映像配信を活用した誘導・交通対策の充実
・渋滞や複合災害等による道路混雑時における代替経路の新規設定
- 県境を跨ぐ広域避難の円滑化
・県外避難先にて駐車場確保が困難である等の場合に備え、車両一時保管場所を設置
- 乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布の実施
- 安定ヨウ素剤の確保体制の強化
・国、関係機関によるUPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合の確保策を明記

平成 29 年 6 月 15 日

観光客等一時滞在者への情報伝達体制について(案)

○観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを行うにあたり、緊急速報メールサービス等により、以下の文案にて呼びかけを行う。

1. 地震等の複合災害による警戒事態の場合の通知文 (案)

(〇〇市・町) からのお知らせです。

先ほどの地震による影響について、高浜発電所の安全確認を行っています。

現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、自宅等で屋内退避を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、屋内退避の実施に備え、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。

住民の皆様は、今後の(〇〇市・町)からののお知らせに注意してください。現在のところ、屋内退避や避難等を行う必要はありません。落ち着いて行動してください。

2. 原子力施設単独の異常により警戒事態に至った場合の住民等への通知文(案)

(〇〇市・町) からのお知らせです。

先ほど、高浜発電所で施設の異常が確認され、安全確認を行っています。

現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、自宅等で屋内退避を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、屋内退避の実施に備え、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。

住民の皆様は、今後の(〇〇市・町)からののお知らせに注意してください。現在のところ、屋内退避や避難等を行う必要はありません。落ち着いて行動してください。